

国・地方自治体・福祉等の分野における
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について

平成25年10月11日
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定
平成26年3月25日一部改正

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、日本司法支援センターに関する取組のうち、常勤弁護士の積極的な活用については、既存の協議の枠組を有効に活用するとの観点から、「スタッフ弁護士に関する三者協議」との適切な連携を図る。
- 4 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以 上

別 紙

(座 長)

田 島 良 昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

(構成員)

泉 房 穂 全国市長会評議員，明石市長

北 川 正 恭 早稲田大学政治経済学術院教授

大 貫 裕 之 中央大学大学院法務研究科教授

内閣官房

法務省

日本司法支援センター

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

人事院

総務省

文部科学省

厚生労働省

社団法人日本社会福祉士会